

平成25年6月から 都市部官民境界基本調査を実施します。

都市部官民境界基本調査とは、人口集中地区、中心市街地など国として重点的な対応が必要な地区において、基準点の設置や道路付近の地形測量を行うものです。

〈 都市部官民境界基本調査の成果 イメージ図 〉



なお、この調査は、住民の皆様の立会いを求めて官民境界を決めるものではありません。後に、美波町が実施予定の地籍調査実施時の立会いをスムーズに行えるようにするための調査です。

測量に従事する者は、腕章を着用し、国土交通省発行の身分証明書も携帯しておりますので、対象地区の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

1. 対象地区 美波町日和佐浦、奥河内（本村、井ノ上、寺前、弁才天）、由岐（西由岐、港町、西の地、東由岐）、阿部の各一部

2. 作業内容 道路等の境界調査及び測量

3. 作業期間 平成25年6月～平成25年10月（予定）

4. お問い合わせ 現場における作業関係等に関すること

- 作業機関（測量・調査等の実施者）
株式会社 松本コンサルタント 国土調査3課 ☎088-626-0788
主任技術者 吉田哲也
- 現場監督補助機関（国土交通省から現場監督を委託された機関）
社団法人 全国国土調査協会 ☎03-3519-2450

都市部官民境界基本調査に関する一般的なこと

国土交通省 土地・建設産業局 地籍整備課 ☎03-5253-8383(直通)

7月号からは、「シリーズ地籍調査！」を掲載していきます。

地籍調査とは、国土調査法に基づく「国土調査」の一つであり、土地の戸籍ともいふべき地籍を明確にすることを目的に行われる調査のことです。

地籍調査担当 美波町建設課用地係 ☎0884-77-3618